



# 都道府県労働局

 厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
【平成 29 年度版】

# はじめに ～ 都道府県労働局の役割 ～

都道府県労働局の役割は、国民の生活の安定と、経済・社会の発展を図るため、地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定や男女ともに健康で働きやすい職場の実現などを目指すことです。

この役割を果たすため、都道府県労働局は、「労働分野の専門家集団」として、仕事を探される方や仕事でお困りの方、人材を必要とする企業等に日々接し、求められるサービスの提供に努めています。

上記のように、都道府県労働局の果たす責任は大変重いものですが、その分やりがいがあり、また、関連する様々な業務を経験し、「労働分野の専門家（プロフェッショナル）」として、自らの可能性を磨くことができる職場です。

行政を目指す皆さんには、是非、都道府県労働局に来ていただきたいと思います。  
そして、熱意ある皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

## 【 目 次 】

### I 都道府県労働局の概要

- (1) 都道府県労働局とは ..... 1
- (2) 入省後の配属先 ..... 2
  - キャリアパスの例 ..... 3
- (3) ハローワーク職員の1日 ..... 4
- (4) よくある質問 (Q&A) ..... 6

### II 先輩からのメッセージ ①～⑪ ..... 7

### III 業務内容の詳細

- (1) 職業安定行政 ..... 13
- (2) 雇用均等行政 ..... 15
- (3) 労働基準行政 ..... 16
- (4) 職業能力開発行政 ..... 16

### ▶ 採用に関する問い合わせ先 ..... 17

# I 都道府県労働局の概要

## (1) 都道府県労働局とは

都道府県労働局は、働く人のための、仕事の確保（職業安定行政）、労働環境の整備（労働基準行政）、職業能力の向上（職業能力開発行政）、雇用機会の均等確保（雇用均等行政）など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うことを目的とした、厚生労働省の地方機関です。

地域の総合労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んだりしています。

### 職業安定行政

全ての人々が、その能力を最大限に発揮して働けるようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどを目的とする行政分野です。

求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者などの就職促進などの業務を行っています。

業務の詳細はP13参照

### 労働基準行政

労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保を図ることなどを目的とする行政分野です。

労働基準に関する法令や通達に定める措置などについて、行政指導等を行うことにより、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、長時間労働の抑制、労働災害の防止などを推進するとともに、労災保険制度の運営などの業務を行っています。

業務の詳細はP16参照

### 雇用均等行政

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することなどを目的とする行政分野です。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、女性の活躍推進、労働者が仕事と育児・介護を両立出来るようにするための環境整備、パートタイム労働者の待遇改善などの業務を行っています。

業務の詳細はP15参照

### 職業能力開発行政

全ての人々が能力を高め、各々に適した仕事に就けるよう支援することを目的とする行政分野です。

再就職に必要な技能を身に付けるためのハロートレーニング（公的職業訓練）や、仕事に就いている人のスキルアップを支援する施策などを行っています。

業務の詳細はP16参照



## (2) 入省後の配属先

都道府県労働局への入省後は、原則として、労働局やハローワークなどで、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務、労働保険適用徴収業務、雇用均等業務等を行っていただきます。

具体的には、以下①～③の部署へ配属されるのが原則です。

① 都道府県労働局総務部、職業安定部※、雇用環境・均等部（室）

※ 需給調整事業部が設置されている場合は、需給調整事業部も配属の対象となります。

② ハローワーク ③ 労働基準監督署（業務課）

キャリアパス（人事異動）について → 次ページ参照

都道府県労働局では、上記の①労働局②ハローワーク③労働基準監督署間の異動を含む、おおむね2年ごとの定期的な人事異動により、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務、労働保険適用徴収業務、雇用均等業務等の様々な業務を経験し、労働行政全般についての知識を身につけていただきます。

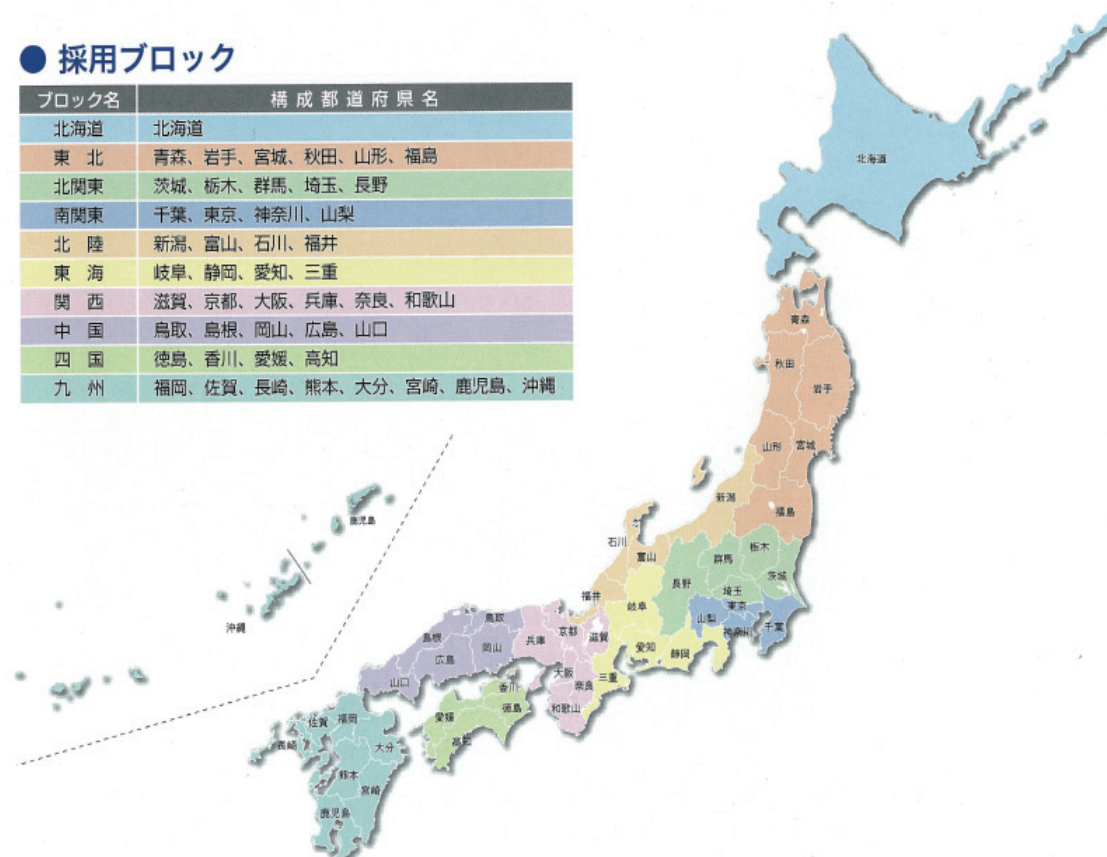
また、採用ブロック内（右図参照）での都道府県をまたぐ人事異動も、原則入省7年目までの2回と幹部昇任時の計3回程度行われます。人事配置の都合による時期の変動等は起こりえますが、原則として、まず入省直後の2年間は、本人が定着を希望する労働局（「定着局」といいます）に配置され、その後、ブロック内の他の労働局を4年間で2箇所経験します。そして、おおむね7年目以降は、元の「定着局」に配置となります。その後、幹部昇任時にもブロック内の異動（おおむね2年）を行います。

ただし、他の労働局への異動時期に、育児、介護等の家庭の事情などがある場合には、本人の希望を尊重の上、異動時期などに配慮することとしています。また、本人の希望などにより、他のブロックや本省への転勤が行われることもあります。

これらの経験を通じて、労働行政のスペシャリストとして、ハローワークの窓口などでご活躍いただくことを期待しています。

### ● 採用ブロック

ブロック名	構成都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、長野
南関東	千葉、東京、神奈川、山梨
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄





# キャリアパスの例



役職	係員	係長、主任、専門官職	課長、統括官	所長、部長等 幹部職員
	労働行政全般を幅広く経験する期間	専門性を形成していく期間	マネジメント力を養成する期間	労働局幹部としての期間
一般研修	労働行政職員基礎研修 配属された部署においてOJT 初任者研修	公共職業安定所係長・上席職業指導官研修	公共職業安定所課長・統括職業指導官研修	公共職業安定所所長研修
専門研修		職業指導専門研修 求人事業所サービス専門研修 障害者雇用専門研修 債権専門研修	労働局雇用保険担当者専門研修 需給調整事業専門研修 事業主指導専門研修	若年者雇用対策担当者研修
	※ 専門研修の受講時期は、関係部署に配属された時期により異なります。			

# (3) ハローワーク職員の日



小南 文香

平成27年10月採用

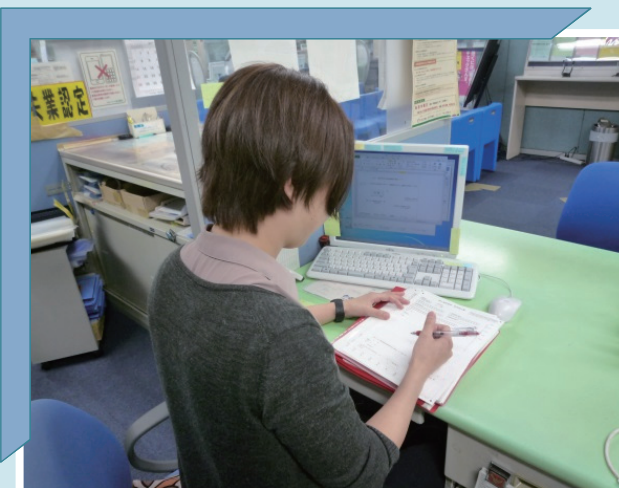
名古屋中公共職業安定所  
雇用保険給付課

## 受験者へのメッセージ

私は現在、ハローワーク名古屋中の雇用保険給付課に勤務し、「求職者給付」に係る業務を担当しています。「求職者給付」は、雇用保険の被保険者が離職し、失業状態にある場合に、失業者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にすることを目的として支給される給付のことを指します。

私が担当する「求職者給付」の主な仕事に「受給資格の決定」があります。雇用保険受給に必要な書類を持参して手続きに来られた失業者の方が受給要件を満たしているか、どんな理由で離職したのか等を確認して、今後の手続き等について説明する仕事です。初めて来所される方が多いことから、説明には出来るだけあなたにも分かりやすい言葉を用いることを心掛けています。ご理解頂くのに時間を要することもあります。説明後に、笑顔で「ありがとう」や「よく分かったよ」と感謝の言葉をかけて頂いた時は、大変やりがいを感じます。

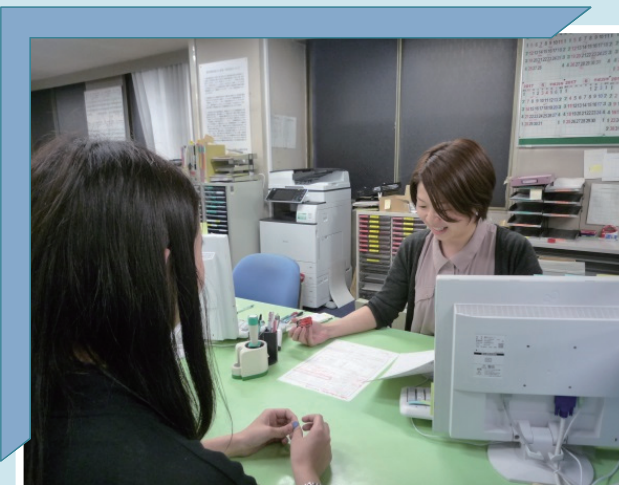
雇用保険給付課の仕事は、法令に基づき正しい説明をする必要があるため、当然ながら日々の学習は不可欠ですが、分からない事があった場合は、優しい上司、先輩に指導、フォローをして頂いているので、安心して業務に取り組んでいます。



8:30 出勤

前日の書類チェックを行った後、9時から始まる失業認定の窓口の準備を進めます。

曜日によっては、雇用保険受給者初回説明会等も行っているため、当日のスケジュールをきちんと確認し、必要な資料を準備します。



10:00 午前

指定日時に来所した受給者の失業認定を行います。この認定処理により受給者の指定口座に給付金が振り込まれます。失業認定にはたくさんの受給者が来所されるため、慎重かつスピーディーな処理が求められます。

必要に応じて職業相談窓口へ案内したり、就職の手続きについて説明したりします。

17:15 帰宅



最後の来所者が帰られたら、1日の書類を確認してまとめます。

繁忙期には残業することもあります。特定の職員に負担が掛からぬよう課内で助け合って対応しています。業務量が多い時には、他の課・部門の職員がサポートして下さる等、所内において応援体制が組まれているため、過度に帰宅時間が遅くなることはありません。

そのおかげで、自分の時間を確保することができるので、仕事を頑張った後はプライベートを充実させることもできます。

14:00 午後



失業認定の時間以外は、資格決定や受給期間の延長、就職の手続き等の業務を行います。いずれの業務を行う場合にも、来所者の話をしっかりと聴き取り、一人一人に対応した説明を行います。

「ホウ（報告）、レン（連絡）、ソウ（相談）」は必須です。判断に迷った時は、上司に相談の上、業務を進めていきます。

12:00 昼休み



ハローワークはお昼も窓口を開けているため、交代で休憩を取ります。ランチは休憩室で食べたり、近場のお店に出かけたりします。

休憩室は給付課以外の職員と課・部門をまたいで交流を持つことが出来るリラックス空間です。休憩時間は1時間あるので、ゆっくりおしゃべりすることができます。



## (4) よくある質問 (Q&A)

### Q1 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

採用時に特別な知識は必要ありません。

しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられない日はないと言ってもいいほどですから、労働行政を志望する皆さんにも、幅広く関心を持ってほしいと思います。

### Q2 入省後の研修制度について教えてください。

採用後速やかに、公務員として必要な基礎的知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質の向上を図るための研修を実施しています。

その後、行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務または役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。

### Q3 給与等について教えてください。

初任給は一般職試験（大卒程度）採用の場合178,200円、一般職試験（高卒程度）採用の場合146,100円が基本ですが、採用前の経歴に応じて加算されることがあります。また、期末手当・勤勉手当（ボーナス）が6月と12月に支給されます。

大都市圏に勤務する職員には、その地域に応じて給与（俸給）の3%~20%の地域手当が加算されます（例：東京都特別区20%が加算された場合の一般職試験（大卒程度）採用の初任給 213,840円）。

また、通勤手当（最高限度額1ヵ月当たり55,000円）、住居手当（最高限度額1ヵ月当たり27,000円）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。また、特定の業務に就いた場合に支給される手当もあります。

### Q4 人事異動はありますか？ また、その際は転居を伴いますか？

2~3年くらいの間隔で人事異動があり、労働局・ハローワーク・労働基準監督署を異動しながら多くの業務を経験していただきます。（P3参照）

また、採用ブロック内で都道府県をまたぐ労働局間の異動は合計3回程度（採用後おおむね7年目までに2回、おおむね幹部昇任時に1回）でそれぞれ2年程度経験していただく予定です。この際、異動先によっては転居が必要となる場合があります。

### Q5 宿舍へは入居できますか？

独身者用宿舍または世帯用宿舍に入居することができます。

戸数に限りがあるため、民間アパートなどの使用をお願いする場合があります（アパートなどを使用する場合は住居手当を支給します）。

### Q6 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えてください。

出産に際し産前6週間、産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子供が3歳になるまで取得できます。その他にも保育園への送迎などの目的として、勤務時間帯を選択できる早出・遅出勤務や、育児時間を取得できる制度もあります。

### Q7 福利厚生について教えてください。

厚生労働省共済組合制度により、人間ドックや検診などへの医療費補助、メンタルヘルスカウンセリング、24時間電話健康相談サービス、団体積立年金、団体生命保険、住宅資金等の貸付などの各種福利厚生制度が用意されています。

### Q8 採用実績について教えてください。

過去3年間の一般職（大卒程度）試験合格者の採用状況は以下のとおりです（47都道府県労働局の合計、4月1日付採用実績）。

過去3年間の採用実績			
	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
一般職（大卒程度）	357人	355人	447人
うち女性数 〈割合〉	109人 〈30.5%〉	134人 〈37.8%〉	187人 〈41.8%〉

Q 都道府県労働局を選んだ理由を教えてください。

Q 現在の業務内容について教えてください。

Q 受験者へのメッセージをお願いします。

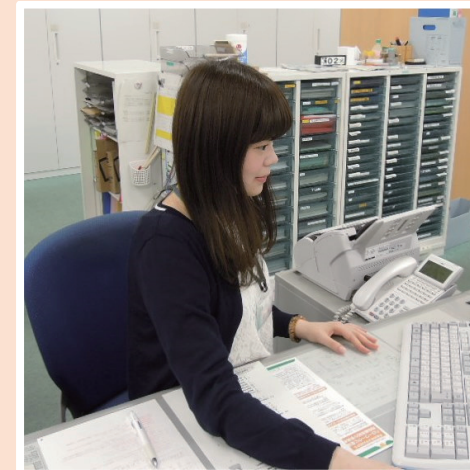
- ① 鳥取労働局／米子公共職業安定所／児島茉由子 …… P 7
- ② 埼玉労働局／雇用環境・均等室／丸本将平 …… P 8
- ③ 富山労働局／高岡公共職業安定所／田中大克 …… P 8
- ④ 高知労働局／高知公共職業安定所／立花由智 …… P 9
- ⑤ 福島労働局／相双公共職業安定所／江川智明 …… P 9
- ⑥ 厚生労働省／大臣官房地方課／鈴木和幸 …… P 10
- ⑦ 和歌山労働局／職業安定部職業安定課／大屋揮與子 …… P 10
- ⑧ 沖縄労働局／雇用環境・均等室／松野市子 …… P 11
- ⑨ 山梨労働局／総務部総務課／小池俊廣 …… P 11
- ⑩ 茨城労働局／総務部総務課／舟橋浩文 …… P 12
- ⑪ 熊本労働局／職業安定部職業安定課／西 邦彦 …… P 12

鳥取労働局 米子公共職業安定所  
職業相談部門

①

児島 茉由子

平成28年 採用



#### 都道府県労働局を選んだ理由

私は大学卒業後、ハローワーク米子の庶務係に配属され、1年間庶務業務を行った後、今年の4月から現在の職業相談部門にて、職業相談や紹介業務を行っています。

漠然と将来は地域の役に立ちたいと思っていた学生時代ですが、自分自身の就職活動に直面し、労働は人の人生を左右するとても重要なものと改めて実感しました。労働局での業務説明会を通して、そのような労働に関する相談や悩みを抱える方々に対して力添えすることで、求職者の方と事業所との橋渡しを出来る業務にとっても魅力を感じました。特にハローワークの職員は、直接国民の皆様と向き合える現場の第一線の役割を担っており、国の目指す政策や企画を世間に広めることが可能な、重要な立場であることを実感しました。そのような業務に魅力を感じたことで、自分自身も是非携わりたいと思ったことが志望に至るきっかけです。

#### 現在の業務内容について

まだまだ自分自身の職業経験が浅いため、自分に出来る役割は何だろうかと不安が入り混じり、自問自答する毎日です。しかし、上述したような思いで入省に至ったため、今現在、職業相談部門で実際に職業相談や紹介に携われることに、大変ながらも充実感を覚えています。当然のことながら、ハローワークでの職務は人と人との会話で成り立つ対人業務です。そして、ハローワークに来られる利用者の方々はそのそれぞれの悩みや考えをお持ちで、こう対応したから正解といったマニュアルや回答は決して無いと考えます。だからこそ、毎回、一人一人の方に精一杯向き合うことで、自分自身も知識や考え方を深めて精進していくことが何より重要だと思い、勉強と努力を積み重ねる毎日です。

#### 受験者へのメッセージ

今改めて、労働の在り方が世間から注目されている時代です。ハローワークの仕事は、国の大きな政策目標の下で働くに留まらず、地域の発展に寄与したり、直接国民の皆様と接することの出来る、多方面に大きな可能性を持った仕事だと日々実感します。また全国で活躍する同期に刺激を受けたり、周りの先輩方の温かいフォローに助けて頂くことも多く、常に向上心が絶えません。是非、一緒に今後の労働行政を担っていきましょう。

埼玉労働局  
雇用環境・均等室

②

## 丸本 将平

平成28年 採用



### 都道府県労働局を選んだ理由

私が都道府県労働局を選んだ理由は、労働行政に携わり1人でも多くの方が安心して暮らせるようサポートする仕事をしたかったためです。

都道府県労働局が管轄する業務には、労働基準法や男女雇用機会均等法、労働者派遣法等の法令に関して雇用管理に問題がある企業を指導し是正を促す業務や、職業紹介、雇用保険給付業務などもあって、働く人から失業中の人まで多くの方の生活を守るための大切な仕事がたくさんあり、そういった点にやりがいを感じました。

また、近年では「働き方改革」「女性の活躍推進」「仕事と家庭の両立支援」といった社会的に注目される仕事も労働局が管轄しており、時代の先端に行く仕事ができる点にも魅力を感じたため、都道府県労働局を選びました。

### 現在の業務内容について

私が担当している主な業務は、「働き方改革」に関する業務です。最近話題の「働き方改革」ですが、どういった業務かという、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、長時間労働の是正や非正規労働者の待遇改善、多様な働き方の促進などを企業に働きかけていく業務です。具体的には、「働き方改革」で先進的な取組を行う企業を訪問し、その取組を取りまとめて外部に発信することや、長時間労働の削減の手法等に悩む企業に対し専門のコンサルタントを派遣し職場環境の改善を図ること、また、各種広報やキャンペーンを実施するといったことなど多数の取組を行っています。そのため、様々なことに挑戦できる職場環境だと思っています。

### 受験者へのメッセージ

都道府県労働局の仕事は、「働き方改革」をはじめとした、社会的に注目される仕事がたくさんあるため、社会の最前線を切り開く仕事ができる環境にあると言えます。もちろん、職業紹介や雇用保険給付、労災認定といった国民の生活を支える仕事もたくさんあります。どんな仕事でも国民の生活を豊かにしていく大切なものばかりで、非常にやりがいのある仕事だと思っています。

ぜひ都道府県労働局と一緒に働きましょう。

富山労働局 高岡公共職業安定所  
職業相談第一部門 職業指導官

③

## 田中 大克

平成17年 採用  
高岡公共職業安定所 雇用保険適用課  
平成19年 富山労働局 総務部総務課会計第一係  
平成22年 高岡公共職業安定所 雇用保険給付課  
平成25年 砺波公共職業安定所 庶務課  
平成28年 現職



### 都道府県労働局を選んだ理由

学生時代にボランティアなどに参加していくなかで、地域社会に貢献できる仕事をしたいと思うようになり公務員を志しました。なかでも地域社会に深く関わり、利用者により身近な存在である労働行政に興味を持ち飛び込んだのが12年前です。

### 現在の業務内容について

事業主の雇用保険手続業務からスタートし、総務課での会計業務、求職者の方への給付業務、安定所の庶務係、求人の受理担当を経て、昨年からは、多くの方がハローワークと聞いて想像される、窓口での職業相談業務に配属となり、一般の求職者の方の相談の他、訓練受講者への給付金審査や外国人の方の相談業務も担当しています。ひと口に「職業相談」と言っても職業選択は利用者の人生に大きなウェイトを占める重要な問題であり、相談に来られる方の状況も様々、抱える不安や問題も人それぞれ異なることから、画一的な対応ではなく一人一人に応じた柔軟な対応が必要とされます。また近年の人材不足を反映してか、企業の人事担当者が求職者の紹介依頼に訪ねてくる機会も増えるなど、難しい場面も多々ありますが、同時に利用者からの期待の大きさも感じられ、何より感謝されることも多い大変やりがいのある仕事です。

定期的な異動があり、様々な業務に携われることも魅力の一つです。必ずしも希望する業務に配属されるとは限りませんが、それぞれの業務は何かしら関連があり、それらの経験は必ず次の業務に活かされていくことも実感しています。

### 受験者へのメッセージ

私事ですが現在3児の父親です。多くの職場の皆様のご理解とご協力もあって2度の育児休業を取得させていただきました。有休取得の推進や家庭と仕事の両立のための各種支援制度など、ワーク・ライフ・バランスにも理解のある働きやすい職場です。

労働局は誰かのために役立っているという実感を持てる職場です。地域のため、人のため、あなたのために、労働行政の一員として力を発揮してみませんか！全国の仲間が皆さんをお待ちしています。



高知労働局 高知公共職業安定所  
求人部門 上席職業指導官

④

## 立花 由智

平成7年 採用  
平成20年 いの公共職業安定所 求人・特別援助部門  
平成21年 四万十公共職業安定所 管理課 業務係長  
平成23年 高知労働局 職業安定部 職業安定課  
平成26年 いの公共職業安定所 求人・特別援助部門  
上席職業指導官（障害者）  
平成29年 現職



### 都道府県労働局を選んだ理由

私は、約20年前に大学を中退し、アルバイトをしながら将来への不安を抱える日々を過ごしていました。その頃は、まだ「働く」ことについて具体的にイメージ出来ず、自らの進むべき方向もわからないままでした。

そのような中、「公共職業安定所（ハローワーク）」なるものがあることを知り、自らの置かれている状況も踏まえ、誰にとっても重要な「働く」ことに携わる仕事がしたいと考え、それが入省のきっかけとなりました。

### 現在の業務内容について

現在、私はハローワークの求人部門で、日々、人を雇いたいという事業所の方のご意向をお伺いしながら、より良い人材の確保が出来るよう、求人内容に対する助言や雇用管理指導援助などのサービスを行っています。

私の業務に対する基本姿勢は、「どんな場面においても人と対話を通して信頼関係を構築し、その方の望む方向へ向けて少しでもお役に立てる仕事をすること」です。

窓口へ来られる方は、何かしらの困難を抱えて助けを求めています。その方と向き合い、困りごとの本質を理解した上で、様々な支援ツールをご活用いただき、その方の困りごとが少しでも解消されたとき、私たちはこの上ない喜びを感じます。

### 受験者へのメッセージ

「働く」ということは、誰にとっても社会にとっても欠かすことの出来ない重要なことです。私たちの職場は、仕事や人を求めて相談に来られた方々に対して、その方が「来てよかった・話してよかった」と思えて前を向いて進んでいけるように、サポートや支援をしていくことの出来る、やりがいのつまった職場です。ぜひ一緒に「働く」を応援する現場で力を発揮してみませんか。

福島労働局 相双公共職業安定所長

⑤

## 江川 智明

昭和61年 採用  
平成19年 福島労働局 職業安定部 職業安定課  
地方労働市場情報官  
平成24年 福島労働局 職業安定部 職業安定課  
地方雇用保険監察官  
平成26年 福島労働局 職業安定部 需給調整事業室長  
平成28年 現職



### 都道府県労働局を選んだ理由

社会を支えているのは「働く人」であり、働く人を守るための法律を学びたいとの思いから、大学では労働法のゼミに所属していました。就職先についても同様に、働く人を守り、働く人のために役に立ちたいという思いから、労働者の権利や安全を守るための役所である（旧）労働省、その中でも、労働者になるための入口である「就職」や「失業した時の生活の安定」を支援する職業安定機関（労働局、公共職業安定所）を選びました。

### 現在の業務内容について

相双公共職業安定所（以下「ハローワーク相双」といいます。）は、福島労働局の第一線機関として、人材を求める企業と就職を希望する求職者を結びつけるための「職業紹介業務」、失業時の生活の安定のために失業給付を行うなどの「雇用保険業務」、また、高齢者や障害者などの雇用の促進、労働者の雇用の安定などを図るための「雇用指導業務」や「助成金支給業務」など雇用に関する様々な業務を行っています。また、ハローワーク相双の管轄区域には、東日本大震災、原発事故による被災地が含まれており、復興を担う人材の確保や帰還を希望する方々の就職の支援も重要な業務となっています。

所長としての仕事は、経済・雇用情勢の変化に応じて、これらの業務が機動的かつ円滑に行われるようマネジメントを行うとともに、ハローワークで働く職員が安全・安心に働くことができる環境をつくるのが主な仕事となっています。

### 受験者へのメッセージ

「雇用」は、国民一人ひとりの生活、人生に直結する重要な事柄です。

労働行政は、この重要な事柄に直接関わる行政であり、国民の期待や関心も高く、直接国民の皆さまと接する第一線では、「感謝」の言葉などで自分の働きの結果を直接感じることができるなど、やりがいのある仕事です。皆さんもぜひ労働行政の一員となって、国民、働く人々の幸せのため一緒にがんばりましょう。

## 鈴木 和幸

⑥



平成23年 採用  
平成23年 神奈川県労働局 川崎公共職業安定所  
雇用保険給付課  
平成25年 千葉県労働局 船橋公共職業安定所  
求人・企画部門  
平成26年 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
職業家庭両立課 育児・介護休業推進室  
平成28年 現職

### 都道府県労働局を選んだ理由

学生時代、漠然と多くの人の役に立つような仕事をしたいと考え、公務員を志望していました。人の役に立つとは言っても、公務員の種別によってその内容、対象は様々で、具体的にどこを受けようか迷っていました。公務員について色々調べていく中で、直接人と関わりながら、誰もが働きやすい社会を目指す都道府県労働局のことを知り、自分がやりたい仕事に最も近い職場だと感じ、都道府県労働局を志望しました。

入省後、現場での業務については段々と分かり始めたところで、厚生労働省へ出向できるチャンスがあることを知りました。労働行政の最前線である現場での窓口業務と、本省での国全体を見据えた各種施策の施行などの業務の両方に携わることで、自身の業務の幅が広がり、より労働行政に貢献することができると考え、本省への出向を希望しました。

### 現在の業務内容について

厚生労働省の出先機関である、地方厚生（支）局及び都道府県労働局が十分にその能力を発揮することができるよう、総合的な監督や人事・予算面でのサポートなどを行うのが、私が所属している大臣官房地方課の主な仕事です。

その中でも私は都道府県労働局のトップである労働局長などが出席する全国労働局長会議などの企画・運営業務や、地方労働行政の運営方針を示した通知を取りまとめる業務などを行っております。小さなミスでも大きな失敗に繋がりがねないスケールの大きな業務も多く、日々責任の重さを感じながら業務を進めていますが、同時に大きなやりがいも感じております。

### 受験者へのメッセージ

多くの人が、人生のうちの長い時間を「労働」に費やすにも関わらず、そこには労働基準法などの労働関係法令違反、雇用のミスマッチ、セクハラ・パワハラなどといった様々な問題が生じています。皆さんもご存じのとおり、ニュースや新聞でもよく「労働」に関する報道がされています。都道府県労働局は、社会的にも注目されるような業務を扱っており、また、国民と直接関わる機会も非常に多い職場です。

このように労働行政は、社会的関心がとても高く、人の役に立つ仕事をしていると実感できる業務だと思います。皆さんと一緒に労働行政を支えることができる日を楽しみにしています。

## 大屋 揮與子

⑦



平成元年 採用  
平成22年 和歌山公共職業安定所 雇用保険給付課  
給付係長  
平成24年 和歌山公共職業安定所 雇用保険適用課  
適用第一係長  
平成26年 和歌山公共職業安定所  
紹介サービス第三部門 就職促進指導官  
平成28年 現職

### 都道府県労働局を選んだ理由

私が都道府県労働局を志望したのは、人と関わる仕事で人に喜んでいただける仕事がいいと考えていたところ、労働行政を知り、なかでも就職支援は自分の理想としている仕事だと思ったからです。

入省当初は庶務業務への配属で、その後いくつかの業務を経験しました。ハローワークでの雇用保険業務は、窓口対応の難しさを感じつつも、雇用保険法等の知識を習得でき、その経験が現在の仕事にも役立っています。

職業紹介業務は、仕事を探されている方それぞれの状況に応じた支援を考え、実行し、結果を出していくことができます。自分の力不足に落ち込むこともありますが、採用内定を笑顔で報告に来てくれたり、定着支援で事業所を訪問した際に頑張っている姿を見たりすると、この仕事を選んでよかったと改めて実感します。

### 現在の業務内容について

現在、職業安定部職業安定課で雇用保険業務を担当しています。主な仕事の内容は、雇用保険法に基づいた取扱いを把握し周知することや、制度等についての問い合わせに回答するといったものです。

法改正や新しい制度の施行などにより常に最新の取扱いを把握する必要があり、大変だと思う一方で、専門的な知識を習得し自身が成長できると感じています。

### 受験者へのメッセージ

労働局は仕事と家庭の両立のための制度が充実し、理解がある職場です。育児休業の取得や復帰後に子供の急病で休暇を取得する時なども、上司や先輩方は快く協力してくださり、安心して働き続けることができました。

労働行政は、人が好きで、人の役に立てる仕事を志望している皆さんにとって、きっとやりがいがある職場です。ぜひ一緒に働きましょう。



## 沖縄労働局 雇用環境・均等室長

### ⑧ 松野 市子

昭和62年 採用  
平成12年 沖縄労働局雇用均等室  
地方育児・介護休業指導官  
平成18年 沖縄労働局雇用均等室長補佐  
平成25年 宮崎労働局雇用均等室長  
平成27年 沖縄労働局雇用均等室長  
平成28年 現職



#### 都道府県労働局を選んだ理由

三つの縁があって厚生労働省沖縄婦人少年室に入省となりました。

一つ目の縁は、男女雇用機会均等法が成立する前の大学入試試験の2次の論文試験で、職場の男女平等について書いたこと。二つ目の縁は、国際婦人の10年の1985年に沖縄で女たちの祭「うないフェスティバル」が開催され、ポスター展に応募したこと。三つ目の縁は、男女雇用機会均等法成立後、赤松良子元労働省婦人少年局長と花見忠労働法学者の対談集『女性と企業の新時代―夫婦で語る男女雇用機会均等法』を読んだこと。

また、職場において男女が同じようにチャンスが与えられて、生き活きと能力が発揮でき、性別による差別のない処遇がされているのか現状を把握し、女性の地位向上に向けた職場環境づくりに携わりたかったためです。

#### 現在の業務内容について

雇用環境・均等室は、労働局の施策の企画・立案、広報、関係機関・団体等の連携、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働契約法の周知及び指導、働き方改革・女性の活躍推進・非正規労働者の待遇改善の促進、パワハラ・セクハラ、いわゆるマタハラに関する総合的ハラスメント対策の推進及び指導、労働相談、個別労働紛争解決援助、助成金による支援などの業務を行っています。

雇用環境・均等室の室長として、上記の業務が国民に対して、法令や国民のニーズ、地域の実情等も踏まえて適切に行えているかどうか進捗を管理し、併せてワーク・ライフ・バランスを職員に勧めて健康管理にも留意しながら、業務全般を統括しています。

妊娠等により雇止めにあった労働者が行政指導により就業継続ができた、あっせんにより個別の労働紛争の解決が図れたり、助成金等の活用により企業の雇用環境が整備されたときには大変やりがいを感じます。

#### 受験者へのメッセージ

「小さく生んで大きく育てよう」と制定された男女雇用機会均等法は、施行後30年の間に労働者が出産や育児等で仕事を辞めることなく、仕事と家庭を両立しながら、その能力が十分に発揮され適正な評価が得られるよう、育児・介護休業法やパートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法とたくさん法律を育ててきました。

そして今、若者、女性、男性、高齢者、障がい者など全ての人が健康で生き活きと働き続けられる一億総活躍社会を目指して、労働局が一体となって働き方改革を推進していきます。この「働き方改革の大転換期」に、日本の未来を創る職場づくりのために、労働局と一緒にあなたの力を発揮してみませんか。

## 山梨労働局 総務部総務課 労働保険徴収室長

### ⑨ 小池 俊廣

昭和54年 採用  
平成18年 甲府労働基準監督署 労災課長  
平成20年 山梨労働局労働基準部労災補償課  
地方労災補償監察官  
平成23年 甲府労働基準監督署 次長  
平成26年 山梨労働局総務部総務課 課長補佐  
平成28年 現職



#### 現在の業務内容

私が勤務する労働保険徴収室（課）では、労働保険未手続事業に対する加入促進、労働保険関係の成立、労働保険料の申告・納付等の業務を行っています。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の二つの保険制度の総称です。

労災保険は、労働者が業務上の災害や通勤により災害を受けた場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な給付を行う保険で、直接の給付事務は労働基準監督署が担当しています。

雇用保険は、労働者が失業した場合、再就職の促進と次の就職までの生活資金を補完するために必要な給付を行う保険で、こちらはハローワークが給付事務を担当しています。

つまり、労働保険制度は労働者が安心して働くためのセーフティネットであり、また、労働行政における各種施策を推進する財政基盤でもあることから、制度の健全な運営が大変重要となります。

私たち労働保険徴収室（課）の職員は、労働保険制度の健全な運営のため、未手続事業場へ訪問しての加入勧奨、労働保険料が適正に申告されているかの調査、労働保険料滞納事業場に対する保険料の徴収等の業務を日々行っています。

#### 受験者へのメッセージ

日々の業務は、誠実にコツコツと粘り強く行うことが大切です。

未手続事業場への加入勧奨では、労働保険制度を説明しても、なかなか理解していただかず、すぐに「成立」という事業場は少ないです。

保険料滞納事業場の納入督促も「経営状態が思わしくない。」等の理由で、すぐに完納とはなりません。

何度も何度も足を運び、労働保険制度について説明し、ようやく「保険成立」あるいは「保険料完納」となるわけです。

苦労が多い業務ですが「保険成立」、「保険料完納」となった時には「達成感」が感じられ、それゆえ「やりがい・働き甲斐」のある職場だと思っています。

労働行政を目指す皆さん！

皆さんのその力で、日本がより暮らしやすい国となるよう、私たちと一緒に働いてみませんか？



茨城労働局  
総務部 総務課長

⑩

## 舟橋 浩文



昭和55年 採用  
平成23年 茨城労働局 職業安定部 職業安定課長補佐  
平成24年 古河公共職業安定所長  
平成25年 常陸鹿嶋公共職業安定所長  
平成28年 茨城労働局 職業安定部 職業対策課長  
平成29年 現職

### 都道府県労働局を選んだ理由

私は、民間企業での勤務経験があり、その就職活動でお世話になったのが、地元の公共職業安定所でした。

担当された職員の方が、職業についての知識も自己理解もできていない私に、職業の選び方から面接の受け方まで、とても親身になって、きめ細かく丁寧に教えてくださったことが、今でもはっきりと思い出されます。

私にとって、利用者側として初めて足を踏み入れた官庁が労働行政であり、公務員の仕事の一部分を体感した機会でありましたので、非常に印象深く、その時から、公務や労働行政について強い興味を持ち、社会の役に立ちたいと現在に至っています。

### 現在の業務内容について

総務課は、労働局内各部・課・室・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の総合調整を図るほか、職員の採用や人事・会計・給与・共済組合等に関する事務、情報公開に係る事務などを担当しています。

この中で、私の主な業務は、労働局内全体の人事・職員管理及び総務課業務の進行管理となっていますが、特に今年度は、職員のワーク・ライフ・バランスの推進と健康保持のため、事務の簡素化や業務の効率化にも積極的に取り組んでおります。

特に、採用後間もない職員の皆さんの状況について、生き生きと働いている姿を確認し、非常に嬉しく職員管理にやりがいを感じています。

### 受験者へのメッセージ

労働行政は、国家公務員でありながら、地域に根差したとても身近な行政サービス機関です。業務繁忙期や、対応が困難な場面もありますが、経験を積んだ上司や同僚と協力しながら、皆が丁寧かつ正確で迅速な事務処理を心がけています。

また、お客様に笑顔でお礼を言うていただくこともあり、対応に満足してお帰りいただいたと、充実感や達成感など仕事の成果を肌で感じるができる職場です。

地域振興、働き方改革の実現に向けて、皆さんの力を労働行政で活かしてみませんか。

熊本労働局  
職業安定部 職業安定課長

⑪

## 西 邦彦



昭和52年 採用  
平成23年 玉名公共職業安定所 次長  
平成23年 熊本労働局職業安定部求職者支援室長  
平成26年 阿蘇公共職業安定所長  
平成28年 熊本労働局 職業安定部 職業対策課長  
平成29年 現職

### 都道府県労働局を選んだ理由

実業高校で電気科を専攻しましたが、学ぶうちに思い描いた将来像と現実の乖離を感じました。大学進学から就職へ方針転換し、これをきっかけとして公共性の高い仕事への関心が高まり、「働く」ことに携われる仕事をしたい思いで職業安定行政を選びました。

### 現在の業務内容について

職業紹介業務の中核となる、求人・求職マッチング、正社員転換・待遇改善、人手不足分野の人材確保対策、地方自治体と一体となった雇用対策の推進等のほか、雇用保険に関する適用業務及び給付業務を担当しています。私はそうした業務の総括として業務の進捗管理やマネージメントに努めています。

今回は平成28年4月14日に発生した「熊本地震」への対応についてご紹介します。

前震の翌日15日には「熊本労働局震災対策本部」が設置されました。その矢先、16日に本震が発生し被害が甚大なことから、20日に「厚生労働省現地本部」が局内に設置され震災対応が本格稼働しました。休日も県下ハローワークを開庁し、また、主な避難所には出向いて相談を行うほか、電話や窓口による相談、雇用保険失業給付や雇用調整助成金特例措置の周知説明、被災した企業の解雇防止に伴う企業へのアプローチ等、被災した職員も含め県下労働行政職員全身体制で対応しました。そうした中、厚生労働省において、全国の労働局に応援派遣の要請が行われ、4月25日には第一陣が入り、10月末まで幹部を含む厚生労働省職員や全国の労働局から、東日本大震災を経験した者や助成金業務、雇用保険業務に精通した者など述べ約300名の応援派遣を受け入れました。職業安定行政の全国ネットワーク機能が十分に発揮され、多くの被災企業と労働者を支援することができました。あらためて「労働行政一家」という言葉を胸に刻みました。

### 受験者へのメッセージ

職業安定行政のもっとも重要な業務は、求人者と求職者のマッチングです。

そのためには利用者目線に立ち、何が求められているかを見極め、そのニーズに応じたサービスを提供することが重要になります。用意されたサービスを提供するだけでは「公務員の仕事」という評価しか残りません。私は入省以来「柔軟な発想と工夫」に心がけてきました。「やらされている感」の中で仕事をして、やりがい、充実感、満足感を得ることはできません。私たちの職場は、柔軟な発想と創造力を活かせる職場です。

# Ⅲ 業務内容の詳細

## (1) 職業安定行政 - その1

就職を希望する全ての人を支援するため、職業紹介、雇用保険/求職者支援、雇用対策の3つを一体的に実施することが重要です。これらの業務は、都道府県労働局の職業安定部とハローワークが行っています。

失業認定に当たっては、再就職の意思が疑わしい求職者について、保険者である国が直接職業紹介を実施し、真意を厳格に確認することが不可欠です。

### 職業紹介

- ▶ 職業相談・職業紹介 → [次ページ参照](#)
- ▶ 求人開拓
- ▶ ハロートレーニングの受講あっせん

フリーター等の若者、障害者、母子家庭の母、生活保護受給者、高齢者等の就職の実現には、企業への指導・支援と一体となった職業紹介や、関係機関と連携した「チーム支援」等が効果的です。また、求職者に対しては雇用安定策のみならず、生活支援等も重要となります。

### 雇用保険/求職者支援

- ▶ 失業認定、失業等給付の支給、不正受給に対する返還・納付命令等の処分
- ▶ 職業訓練受講給付金の支給等の求職者支援制度に関する事務

### 雇用対策

- ▶ 障害者の雇用率達成指導
- ▶ 雇用維持に係る支援・指導
- ▶ 求職者に対する住宅・生活支援 等

### ハローワークの由来

「ハローワーク」という名称は、公共職業安定所が、地域にいっそう親しまれる機関となることを目指して、全国から愛称を募集・選定し、平成2年から全国の公共職業安定所で使用しています。

この愛称の「ハロー」というあいさつの言葉には、「出会い」を大切にする職業安定行政の精神が込められています。

### 【雇用保険に関する業務】

#### ① 失業者、在職者に対する業務

失業者に対しては、雇用保険の受給資格決定や失業認定、失業等給付の支給などの業務を行います。

また、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする教育訓練給付の支給決定などの業務を行います。

#### ② 事業主に対する業務

事業主に対しては、雇用保険の適用や雇用保険被保険者の資格取得、喪失の手続を行います。

### 雇用保険制度

雇用保険制度は、①労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を行うとともに、②失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業（雇用安定事業・能力開発事業）を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度です。

# (1) 職業安定行政 - その2

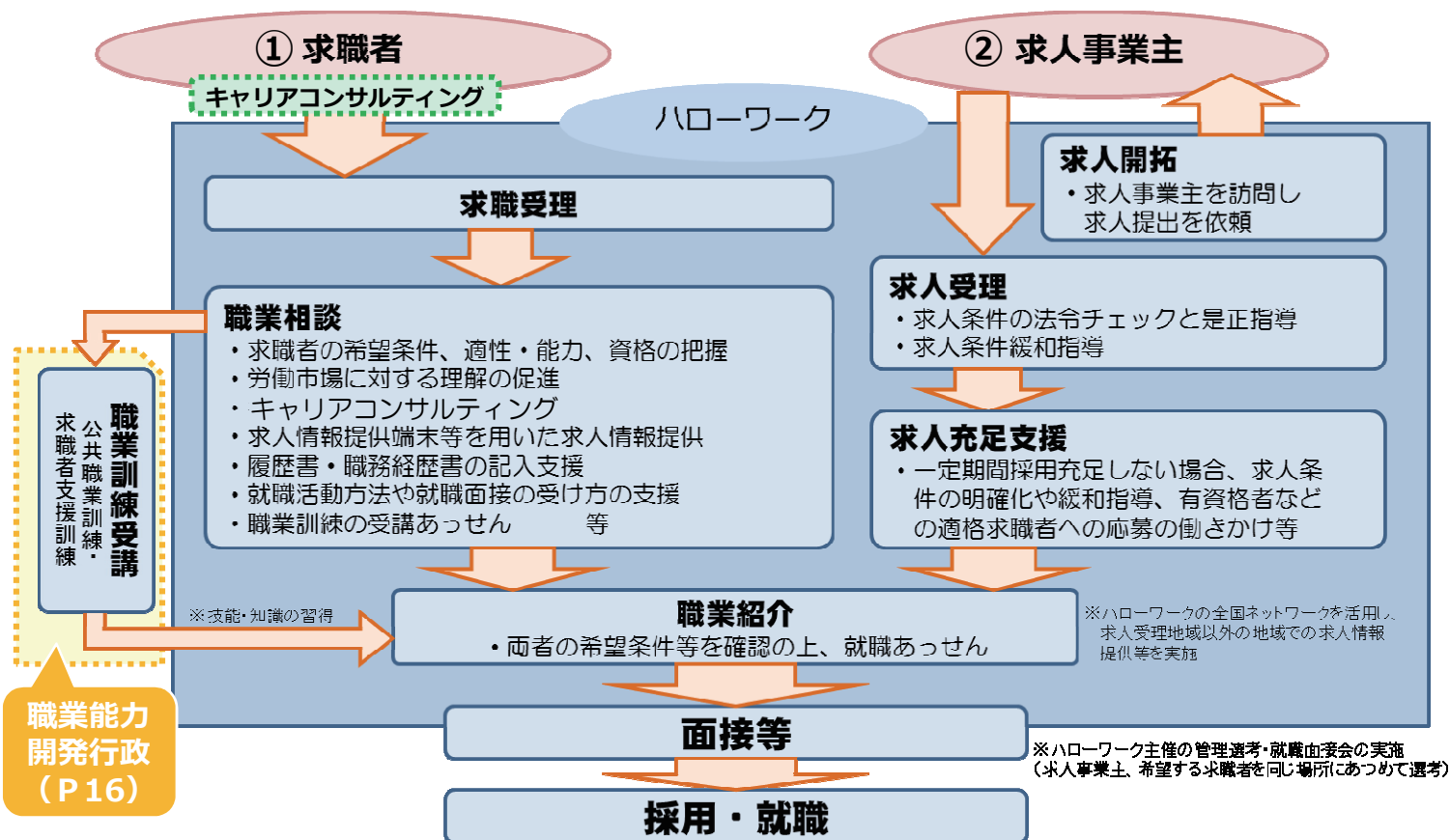
## 【職業紹介に関する業務】

### ① 求職者に対する相談、援助等

求職者に対しては、職業相談を通して、希望条件や能力と適性等を把握し、求人情報の提供、職業紹介、職業訓練の受講あっせんなどを行っています。また、必要な場合は、キャリアコンサルティングや面接のトレーニングなどを行い、求職者の再就職の実現を図っています。

### ② 求人者に対する相談、援助等

求人者に対しては、求職者情報の提供や求人条件に関する指導だけでなく、雇用促進のための各種助成金に関する業務を行っています。また、職員が自ら企業を訪問し、求人の掘り起こしを行っています。この他、高齢者や障害者、新規学卒者などを対象とした合同就職面接会の開催などのマッチング業務を実施しています。



### その他（専用窓口）

このほか、子育て中の人、学校卒業予定者等や非正規雇用の若者、障害のある人などへの就職支援を行うため、「マザーズハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」など、様々な専門窓口を開設し、支援を実施しています。



## (2) 雇用均等行政

「雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保」「仕事と育児・介護の両立ができる環境の整備」「パートタイム労働者の待遇の改善」などへ向けた施策を推進するため、法律の周知、事業主への指導、相談受付、紛争解決援助などの業務を実施しています。これらの業務は、労働局の雇用環境・均等部（室）が担当しています。

### ① 雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保対策等の推進

男女雇用機会均等法では、募集・採用・配置・昇進などについての性差別や妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いを禁止しているほか、企業にセクシュアルハラスメント防止措置、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置や母性健康管理措置を義務付けています。

### ② 女性活躍の推進

女性の活躍推進が重要な課題になっていることから、「女性活躍推進法」により、労働者が301人以上の企業については①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表などを義務付け、企業における女性の活躍推進を促進しています。さらに、事業主行動計画の策定・届出を行った一般事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な一般事業主を認定し、「えるぼし」マークを付与することにより、女性の活躍推進を進めています。



### ④ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

少子高齢化が急速に進む中、労働者の仕事と育児・介護との両立は大きな課題です。

男女とも育児・介護休業を取得しやすく、働きながら子育てや介護をしやすい環境が作られるよう、育児・介護休業制度の周知・徹底、企業への助成金支給、好事例集の普及、ファミリー・サポート・センターの設置促進に取り組んでいます。

また、労働者が仕事と家庭を両立するためには、企業の役割も重要です。「次世代育成支援対策推進法」では、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を作り、取り組むよう企業に求めており、労働者が101人以上の企業については、計画を策定・公表し労働局へ届け出るよう義務付けています。

また、計画に定めた目標を達成するなど一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定し、くるみんマーク・プラチナくるみんマークを付与することにより、企業の次世代育成支援対策を推進しています。

くるみんマーク



プラチナ  
くるみんマーク



### ⑤ 在宅ワークの健全な発展のために

パソコンなどを活用し自宅で自営的に仕事を行う在宅ワークは、仕事と家庭の両立が可能な柔軟な働き方として広がっています。

在宅ワークを安心して行うことができるよう、契約をめぐるトラブルを防止するための「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発や、在宅ワークに関する情報提供・相談対応を行っています。

### ③ パートタイム労働者の公正な待遇の確保

パートタイム労働者は日本の経済活動に欠かせない存在ですが、待遇が必ずしも働き・貢献に見合っていない場合や、正社員への転換が難しい場合があります。これらを解消するため、パートタイム労働法によって、正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を促しています。また、短時間正社員制度の導入の推進や、職務分析・職務評価の普及促進などを行っています。



短時間正社員制度の  
イメージキャラクター  
「ハーモ」と「モニー」

## (3) 労働基準行政

労働者が健康で安心して働ける職場を作り、豊かでゆとりある生活が送れることを目指して、賃金支払いの確保など労働条件の確保・改善、労働時間対策、労働者の安全と健康の確保、迅速で的確な労災補償などへの取組が重要です。これらの業務は、労働局の労働基準部、雇用環境・均等部(室)、労働基準監督署が担当しており、うち雇用環境・均等部(室)の業務は以下のとおりです。

### ① 働き方改革の推進

近年、「働き過ぎ」、「過労死」といった働き方についての問題が大きく取り上げられています。労働局では、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のため、事業主への助言・指導、先進的な取組についての情報発信、連続休暇を取得しやすい時季における年次有給休暇取得の集中的な広報や、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得の働きかけ等を行っています。

### ② ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家庭、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向け、労働時間などの見直しを推進しています。

### ③ 職場のパワーハラスメントの予防・解決

近年、職場内での暴言等のいじめ行為、適正な範囲を超える指導や注意など、職場のパワーハラスメントが大きな問題となっています。職場のパワーハラスメントは、労働者の尊厳や人格を傷つける許されないものです。労働局では、働く方々が健康で意欲をもって働けるよう、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組が積極的に進むよう対策を推進しています。

### ④ 労働契約法の周知・啓発

解雇や労働条件の引き下げは、労働者の方々の生活に大きな影響をもたらします。そのような労使間のトラブルを未然に防止するため、労働契約法においては、労働契約に関する基本的なルールを定めています。労働局では、リーフレットの配布、企業向けセミナーの実施等を通じて、その内容の周知を図っています。また、特に企業に対して無期転換制度（※）導入に係る支援等を行い、無期転換ルールの普及に取り組んでいます。

（※）平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が、同一の使用者との間で更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルール。

### ⑤ 個別労働紛争解決援助に関する業務

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（民事上の個別労働紛争）が増加しています。

こうした民事上の個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談対応等紛争解決援助サービスを行っています。

## (4) 職業能力開発行政

全ての人々が職業能力を高め、能力に適した働き方ができるよう、ハロートレーニング(公的職業訓練)、企業による人材育成の支援、技能検定等の職業能力評価体制の整備や個人の主体的なキャリア形成など、働く人のスキルアップ支援が重要です。これらを地域の実情に応じてきめ細やかに実施するため、国の職業能力開発行政の拠点として、労働局の主に訓練課(室)等が業務を担っています。

労働局では、ハロートレーニングの受講あっせんや訓練受講者への就職支援等に関する事務のほか、ハロートレーニングをより一層効果的に実施するため、地域における、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や都道府県をはじめとした関係機関との密接な連携や、総合的な訓練計画の策定を行っています。

また、キャリア・プランニングなどに利用できるジョブ・カードや、労働者の社会的な評価の向上や技能習得意欲の増進のための技能検定制度の普及・促進、労働者のキャリア形成に役立てるために利用できる助成金に関する業務や地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援などを行っています。

# 【 採用に関する問い合わせ先 】

▶ 採用手続などに関する問い合わせ先 (担当：総務部総務課人事係)は次のとおりです。

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 9F	011-709-2311(代)
宮 城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8833(代)
埼 玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー16F	048-600-6200
東 京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14F	03-3512-1600
新 潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
愛 知	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0264
大 阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館8F	06-6949-6482
広 島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館5F	082-221-9241
香 川	760-0019	高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8915
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5F	092-411-4741

▶ 上記以外の労働局は次のとおりです。なお、次の労働局でも問い合わせを受け付けています (担当：総務部総務課人事係)。

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
青 森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	017-734-4111
岩 手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5F	019-604-3001
秋 田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4F	018-862-6681
山 形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3F	023-624-8221
福 島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5F	024-536-4617
茨 城	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎	029-224-6211
栃 木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9110
群 馬	371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎9F	027-896-4732
千 葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4311
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8F	045-211-7350
富 山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2727
石 川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
福 井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2655
山 梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2850
長 野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026-223-0550
岐 阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3F	058-245-8101
静 岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6317
三 重	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-226-2105
滋 賀	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-522-6647

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
京 都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
兵 庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F	078-367-9000
奈 良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0201
和歌山	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1100
鳥 取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番地9	0857-29-1700
島 根	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7005
岡 山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2011
山 口	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0360
徳 島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9141
愛 媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6F	089-935-5200
高 知	780-8548	高知市南金田1番39号	088-885-6021
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4F	0952-32-7155
長 崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3F	095-801-0020
熊 本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9F	096-211-1701
大 分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-536-3211
宮 崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8820
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F	099-223-8275
沖 縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎4F	098-868-4003





ひと、くらし、みらいのために